

公務員賠償責任保険Q&A

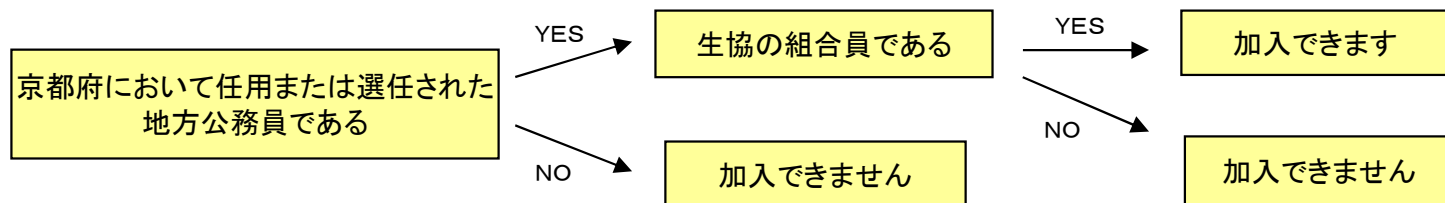
1 保険契約者は？

京都府庁生活協同組合が保険契約者となります。保険証券・普通保険約款・特約集は、生協にて保管します。ご加入者には各個人に12月頃、加入者証が届けられます。

ご確認ください

2 加入対象者は？

加入対象者は京都府の職員である組合員本人です。ただし、外郭団体に出向中の職員も対象になりますが、民間企業、国家機関へ出向されている方（地方公務員の身分がなくなった場合）は対象外です。ご注意ください。



3 病院等に勤務する医療専門職はこの保険に入れないのですか？

加入できます。ただし、地方公務員の身分をもつ方に限ります。また、医療行為に起因する身体の損害賠償請求は補償対象外となりますのでご加入される方はご注意ください。

4 退職後の扱いはどうなりますか？

退職時に中途脱退せず、退職後の保険終期（1月1日）までご継続をいただくことにより、在職中の業務について退職後5年以内に訴訟が提起された場合も補償されます。（損害賠償請求期間延長特約）
また、退職後再任用された方で、再任用後の身分が加入対象者の条件を満たす場合は、引き続き保険を継続いただくことで再任用後の事象についても補償の対象となります。

<フローチャート>

- 退職→再任用→1/1以降保険継続なし 最終契約の満期日（同年1/1）から5年間補償が延長されます。
ただし、同年1/1以降の事象で訴訟を受けても保険金はお支払いできません。
- 退職→再任用→1/1以降保険継続あり 再雇用時に発生した事象による訴訟も補償可能です。

5 保険金請求の手順はどうなりますか？

訴訟が提起された場合は、裁判所から送られてくる「訴状」と「口頭弁論日呼出、答弁書催告書」を事故報告として速やかに引受保険会社にご提出ください。その後、保険金の請求書類を提出していただくこととなります。

6 補償額はいつの時点で加入された契約のものが適用されますか？

訴訟を提起された時点でご加入されている補償内容を適用します。

7 交際費・食料費および違法な利益供与についての訴訟は、保険の対象となりますか？また、不当利得との区別はどうなりますか？

交際費・食料費については、本人に違法性の認識がなければ対象となります。この保険は「不当利得の返還請求」にも対応しています。しかし、公序良俗に反する利益供与については保険の対象外です。不当利得とは「法律上の原因が無いのに、他人の財産又は労働により利益を受け、この為に他人の損失を及ぼすこと」と定義されています。よって地方自治法に違反する「違法な利益供与」については全て敗訴すると考えますので保険の対象となりません。

8 地方自治法の改正により、公務員個人は住民訴訟の場合、争訟費用は要らないのではないのでしょうか？

平成14年9月の地方自治法改正により、4号訴訟により職員個人に対する住民訴訟を提起された場合、自治体の執行機関を被告として住民訴訟がおきますので、本訴訟においては費用負担は一旦必要なくなりました。しかしながら、職員個人が正当な行為をおこなったとして住民と自治体の執行機関との訴訟において、弁護士を雇い訴訟参加することができます。この争訟費用は、本保険の対象となります。
(争訟費用とは、着手金・調査費用・交通費・諸経費等裁判の過程で必要になるもの、勝訴および和解した場合の弁護士への成功報酬を言います。)

9 住民訴訟で地方自治体が敗訴した場合、職員個人に賠償責任があるのでしょうか？その場合は、この保険で補償されますか？

自治体が敗訴した場合、いったん自治体が損害賠償金を負担するものの、自治体はご担当職員に対して求償(過失相当分の負担を求めること)することも有ります。求償された場合は、この保険の対象となり、免責事由に該当していなければ補償されます。
原告勝訴の場合の損害賠償責任は、法改正前と同様であり、損害賠償金も補償します。

10 「和解」は対象となりますか？

訴訟提起後、裁判所の勧告による「和解」は対象ですが、事前に保険会社の書面による同意を得ずになされた当事者間での示談の場合は対象外となります。

11 住民訴訟以外で、個人責任を問われることはあるのですか？

引受保険会社の事例で、窓口対応が悪い、説明不足である等により名誉毀損による慰謝料請求がなされた訴訟もありました。また、不作為等により訴訟を受けてしまうことも増えていますのでより一層の注意が必要です。

12 公務に従って仕事を遂行していれば、訴訟を提起されることは有り得ないのでは？

地方公務員の業務において本来、職員個人が訴訟を受けることはありません。仮に職員に過失が認められる場合でも国家賠償法により国、地方自治体が賠償することになります。ただし、この場合でも公務員に重大な過失がある場合は、本人に求償されることが考えられます。個人に対する訴訟は自治体が負担することが難しい為、本保険に加入する職員が増えているのが現状です。
※刑事訴訟の争訟費用は本保険の補償対象外となります。

13 同じ自治体の職員が原告に含まれる訴訟は補償されないのでしょうか？

住民訴訟において利害関係者以外の職員が原告の一部に入り、府民として訴訟提起した場合は、補償対象となります。議員が原告、原告の一部となった訴訟は、職員とは見なしませんので本保険の対象として補償が可能です。